

商品概要説明書

農業経営資金（統一版）

J A 山口県

商品名	農業経営資金（統一版）
ご利用 いただける方	<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ J A の組合員の方。 ○ お借入者の最終返済時の年齢が原則 81 歳未満の方。 ○ 山口県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ その他 J A が定める条件を満たしている方。 <p>【法人・団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ J A の組合員であること。 ○ 最近年度の決算書及び最近時の試算表又はこれに準ずるものの提出が可能であること。 ○ 山口県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ その他 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山口県農業近代化資金助成要綱第 4 条別表の第 1 号より第 7 号までに定める資金（例：農機具、農舎等）に準ずるもの及びその他農業経営に必要な一切の資金とします。 ただし、次のものは除きます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 負債整理資金（農機具購入資金の借換は除きます。）
借入金額	<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3,000 万円以内 <p>【農業を営む団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 5,000 万円以内 <p>【その他の団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 15,000 万円以内
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 20 年以内（据置期間を含む。）とし、かつ、次に定める期間以内とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金使途が近代化資金に準ずるものについては、山口県農業近代化資金助成要綱第 4 条別表において農業を営むものに対して定める期間以内とします。ただし、農機具等については 10 年以内とします（返済能力、資金使途等を勘案し決定します）。 ・ 農地取得資金については、山口県農業近代化資金助成要綱第 4 条別表の第 4 号資金で定める期間以内とします。 ・ 農機具の借換資金については、原則、借換前の資金の償還期限以内とします。ただし、対象となる農機具の残存法定耐用年数以内での期間設定は可とします。 （注） 毎月償還の場合は原則として据置をとらないものとする。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当 J A 所定の金利といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元利均等返済（毎回の返済額（元金＋利息）が一定額となる方法）もしくは元金均等返済（毎回の返済元金が一定金額となる方法）とし、毎月返済・年 1 回返済・年 2 回返済・特定月増額返済のいずれかをご選択いただけます。 ○ 返済日はあらかじめ当 J A が定めた特定の日といたします。 ○ 繰上返済は、任意の日に行えます。
担保・保証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山口県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。 ※ お借入条件等により保証人又は担保が必要となる場合がございます。 ○ 連帯保証人が必要となる場合には、以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認いたします。 【法人の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など）

	<p>【法人以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 <p>○「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成されたものに限ります。</p>								
保証料	<p>○一括払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。</p> <p>①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 保証料率は年0.43%です。</p> <p>②分割払い 約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 保証料率は年0.48%です。</p>								
団体信用生命共済	<p>○契約対象者が個人であり、資金使途が農機具購入資金の場合、ご希望により当JA所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。 なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年0.5%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.5%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.6%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年0.5%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.5%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.6%
団体信用生命共済名	加算利率								
団体信用生命共済（特約なし）	年0.5%								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.5%								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.6%								
9大疾病補償保険	<p>○契約対象者が個人であり、資金使途が農機具購入資金の場合、ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>①長期継続入院特約なし・・・年0.80%</p> <p>②長期継続入院特約付・・・年0.85%</p>								
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合（他行借換）…33,000円</p> <p>②一部繰上返済の場合…無料</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は次の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①無担保の場合…1,100円</p> <p>②有担保の場合…11,000円</p>								
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支所または金融部（電話：083-976-6844）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>【山口県弁護士会仲裁センター】 電話：083-922-0087</p> <p>【広島弁護士会仲裁センター】 電話：082-225-1600</p> <p>【福岡県弁護士会紛争解決センター】 （北九州）電話：093-561-0360 （福岡）電話：092-741-3208 （久留米）電話：0942-30-0144</p> <p>【東京弁護士会紛争解決センター】</p>								

	<p>電話：03-3581-0031 【第一東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3595-8588 【第二東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3581-2249 【総合紛争解決センター】 (大阪府) (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他	<p>○お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

(2023年1月4日)